

維持保全施行基準

第1章 総則

(適用範囲)

第1 この基準は、島根県建築物等保全規程（平成17年12月26日訓営第702号）第8条の規定に基づき、維持保全の施行に適用する。

(留意事項)

第2 この基準に基づく維持保全の施行は、次の点に留意して行う。

- (1) 関係する法令等を遵守すること。
- (2) 別に定める「保全計画基準」に基づき作成した保全計画により施行するとともに、建築物等の長寿命化を図るよう適切に行うこと。
- (3) 施設の機能並びに利用者の安全性、利便性及び快適性を確保するよう努めること。
- (4) 維持保全業務を委託により施行する場合は、維持保全業務相互の施行区分を明確にすること。

第2章 維持保全の仕様等

(仕様)

第3 維持保全の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。ただし、共通仕様書によることが困難な事項については、維持保全を施行する財産部局長が、仕様を定める。

(業務の施行)

第4 維持保全業務は、直営又は委託により施行する。

第3章 維持保全の積算

(積算の基本事項)

第5 維持保全業務費の積算は、維持保全の内容、施行上の制約条件等に応じて適切に行う。

(積算基準)

第6 維持保全業務費の積算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務積算基準」により行う。

(単価の設定)

第7 単価は、次の(1)(2)(3)の順序に適切に設定する。

- (1) 建設資材定期刊行物による単価の設定
建設資材定期刊行物に掲載された価格を参考に取り引実態を考慮の上、単価を設定する。

(2) 公表価格による単価の設定

建設資材定期刊行物に掲載されていないものについては、維持保全業務施行業者等の公表価格を参考に、取引実態を考慮の上、単価を設定する。

(3) 見積りによる単価の設定

ア 見積りは、原則として、3者以上の適切な業者を選定し、同一条件で比較できるように依頼する。

イ 単価の設定は、原則として、見積りの最低価格をもとに取引実態を考慮の上、設定する。

附 則

この基準は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。